

国外居住扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化から疑問に思うこと

経済のグローバル化が進展している状況化、外国人労働者の増加や国際結婚の増加により、国外に居住している親族を控除対象扶養親族等とする納税者が増加しています。これについては、その事実確認や実態の把握が困難であると考えられています。そこで、平成27年度税制改正において、整備されるとともに、令和2年度に改正されました。海外から日本に働きに来ている外国人労働者が申告する扶養親族数が、あまりにも多く、その真偽を確かめる必要があったとみられます。

給与等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類を源泉徴収義務者に提出又は提示しなければならないこととされています。

令和4年12月までは16歳以上同じ取り扱いだったのが、令和5年1月からは、(1)年齢16歳以上30歳未満の者(2)年齢70歳以上の者(3)年齢30歳以上70歳未満の者の3区分となりました。(3)のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者②障害者③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者と限定されました。そして、国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける一定の場合には、「留学ビザ等書類」や「38万円送金書類」の提出又は提示も必要とされました。留学生や障害者は現地で自活するのが難しいとみられるため、38万円送金書類は要求されていません。それ以外の場合は、本来は自立して生活できると考えられるが、38万円以上送金を受けているのなら、何らかの事情があると見られるため、納税者自身もその分担税力が下がっているので、38万円送金書類で扶養控除が可能となっています。38万円で生活ができるかどうかは甚だ疑問ですが…また、従来からの送金関係書類はいくら以上と特に規定されていません。いくらでもよいのか疑問に思います。

なお、配偶者控除等については、「親族関係書類」及び「送金関係書類」となっていて、「38万

円送金書類」とまでは要求されていません。

私も顧問先の年末調整の確認で、国外居住扶養親族の書類を確認したことがあります。親族関係書類は中国語で、翻訳はありませんでした。翻訳文を入手するようにお願いしましたが、年末調整に間に合ったかどうかは不明です。また、送金書類はありました。金額の合計まではあまり確認しませんでしたが、38万円も送金していなかったように記憶しています。他方、別の顧問先では親族関係書類も送金書類もなかったので、入手するように指導しました。

しかし、令和5年からは38万円送金書類も確認する必要があります。確認はこれからですが、日本円なら38万円以上と計算できますが、外国通貨だと円換算しなければならないし、ちゃんと翻訳文を添付しているかどうか危惧されます。国外居住扶養親族がいる居住者は現金で渡さず、金融機関を通して送金することを周知徹底しなければならないと思いました。また、事例に当たったことはありませんが、障害者に該当するかどうかの判定も難しいと思いました。日本では障害者手帳で判断しますが、外国ではどのように判断するのだろうと疑問に思いました。翻訳文を添付してもらう必要はあると思いますが、その翻訳が正しいかどうかは英語以外分からないだろうと思いました。

国外居住扶養親族がそもそも、合計所得金額48万円以下であるかどうかはどうやって確認するのだろうと疑問に思いました。日本だと扶養控除申告書に加えて、源泉徴収票や確定申告書が税務署・市町村等に提出されるので、間違っていたら、後日連絡がきますが、国外居住者だと本人の申告を信じるしかないと思いました。合計所得金額を確認する書類の添付とその確認を源泉徴収義務者に課すのは難しいと判断したのでしょうか？

平成27年度、令和2年度の税制改正の審議過程について、より一層の興味が湧き改正の過程を紐解いてみたいと感じた次第です。

(国際特別委員会委員 小山 かほる)